

環境と人間のふれあい館建設の歩み

1995（平成7）年9月、与党3党は熊本水俣病関係の問題に付いて、最終解決案を示し、「水俣病対策について」の閣議了解を行うと共に、内閣総理大臣談話があった。

新潟、熊本とも裁判が長期化する中、熊本水俣病東京訴訟で東京地裁から和解勧告が出された【1990（平成2）年9月】

当初、政府は「現時点で和解に応じる事は困難」との見解を出していたが、95年最終解決案として、政治解決が図られた。

これをうけ同年12月11日、新潟水俣病被害者の会と支援団体が、熊本水俣病の政治解決をベースに昭電との自主交渉による解決協定を締結した。

新潟水俣病第二次訴訟の弁護団長であった、坂東克彦弁護士が弁護団長を辞任した。

熊本の被害者が和解の道を選ぶこと反対したことはありません。新潟の場合は、「水俣病の前に水俣病ありき」なのです。この点で、昭電と国の責任は、熊本の場合より一層重いものなのです。

国の「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」が出ているが、国が新潟水俣病の発生の責任を認め謝罪をするのならば兎も角、首相の遺憾の意、程度では昭電が加害者の立場を認めるとは思えない。

政府案で解決してしまっただけは、これまでこの裁判に心を寄せ、それなら力になろうといってくれた人達に対して、私は顔向けも出来ない、辞任しなかった。

協定の枠組み

- 1 昭電が解決対象者に一時金を支払う。
- 2 国及び県は、総合対策医療事業を継続と共にその申請受付を再開する。
- 3 救済を受ける人は、訴訟、認定申請、行政不服審査請求の取り下げ。
- 4 昭電は地域の再生・振興のため新潟県に2.5億円を寄付する。

環境再生啓発事業（地域再生振興事業）について

1995（平成7年12月4～6日）

- (環境庁) 新潟の当事者の解決のために、県は地域再生に取り組んで欲しい。
県で昭電からの寄付を受入れて地域再生に取り組むなら昭電に話をする。
- (県) 昭電の寄付を受入れ、県で水俣病の教訓を生かした事業取組を行う。

水俣市立水俣病資料館共同視察

1996（平成8）年1月5～6日

新潟水俣病共闘会議メンバーと県担当者計13人で水俣市立水俣病資料館を視察
視察先：市立水俣病資料館、県環境センター、歴史考証館

県資料館の建設、開館

建設地の設定

現地番（新潟市、旧豊栄市）選定でもかなり混乱した。水俣病という負の遺産を管内に設けることへの不安。

開館

2001（平成13）年8月13日 開館

1 館名称の紛糾

○ 被害者の会・共闘会議から、施設の名称として「新潟水俣病資料館」と明記してほしい。

○ 被災者の会から、資料館の名称に「水俣病」の字句は入れるなの声が上がった。

（阿賀野川の漁業に悪影響を及ぼさないで欲しい。）

○ 知事と被害者の会との面談。

施設の名称には、「水俣病」の文字は使用しないが、内部では使用する。

施設の名称決定。（新潟県立「環境と人間のふれあい館」）

2 続編、館の名称の紛糾

館の名称を「新潟水俣病資料館」とすることを被害者の会に依頼したところ了解を得た。開館から1年4ヶ月後であった。

新潟水俣病資料館の役割

1 新潟水俣病の資料の整理

近日記（近 喜代一）

当館所蔵の近日記には No15 と記され、1960（昭和35）年8月20日から、1973（昭和48）年5月8日に絶筆となるまで収蔵されている。

開始は農事日記として出発したものと思われる。

昭和35年8月20日 酷暑 宮茄子14

朝仕事我 茄子もいで、55キロ宮前へ出す。妻 炊事、午前二人で枝豆起こしたり・・・。

枝並ノート（枝並福二）

新潟水俣病発生時の北野衛生部長の秘書的役割を果たしていた。面会者の名刺から、要件まで記されている。

昭和電工の排水が水俣病の発生原因の確証を得る。（水苔）事務職の職員が技術職の発想が出来たことは素晴らしいことです。

2 知られざる水俣病の真実

① 椿 忠雄は新潟で初めて水俣病患者を診た。

昭和38年、9年頃、東大第3内科にいたときに水虫の治療薬による中毒による低級アルキル水銀の患者さん3名を診ていたことから、新潟の患者さんの原因を低級アルキル水銀とした。（当時原因不明の患者が新大に入院していた）

証人調書 近藤喜代太郎 北大教授

② 1965（昭和40）年5月31日大学から聞かされた水俣病発生の事実を6月12日まで隠していた。

疑わしいことは1日でも早く禁止する方向で行動すべきであるが、しかしその善意も報道されるときに余分な不安感を招かぬよう配慮されなければならない。

北野博一著「新潟水銀中毒事件の反省」から

③ 新潟県の西部にある現上越市（旧 高田市、直江津市）の水道水源からの水銀の検出について、

日本曹達二本木工場、大日本セルロイド新井工場では水

銀を使用しており、かねてからこの危険性について、県へ水源の変更を申し出ていた。県は水道法による水質基準を実施し検出されなかったからとしていたが、両工場とも JIS によるジチゾン混合比色法による検査で水銀を検出していたことから、県でもジチゾン法で実施し、検出したことから、両市に対して水道水源の変更の手続きを行った。

水道法によって水銀は検出してはならないと規定しながら、その試験方法が工業規格の試験方法に劣るものが、公的に採用されていることは問題である。

3 新潟における水俣病のあらまし 説明